

STOP!!!



「訪問販売お断りステッカー」を無視した

その訪問販売は、



条例違反!

「訪問販売お断り」ステッカーを無視して勧誘を行った場合は北海道消費生活条例(16条1項)違反となります。被害防止のためにステッカーを活用しましょう。



北海道立消費生活センター ☎050-7505-0999

指定管理者(一社)北海道消費者協会

受付時間 平日 / 午前9時～午後4時30分